

# 食品安全委員会農薬第二専門調査会

## 第10回会合議事録

1. 日時 令和3年7月5日（月） 10:00～10:27

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- （1）座長の選出、座長代理の指名
- （2）その他

4. 出席者

（専門委員）

平塚座長代理、赤池専門委員、稲見専門委員、清家専門委員、田中専門委員、  
豊田専門委員、野村専門委員、藤本専門委員、森田専門委員

（専門参考人）

佐藤専門参考人

（食品安全委員会）

山本委員長、浅野委員、脇委員

（事務局）

鋤柄事務局長、中事務局次長、近藤評価第一課長、栗山課長補佐、横山課長補佐、  
中井専門官、糸井専門官、原田係長、藤井専門職、町野専門職、高橋専門職、  
宮木係員

5. 配布資料

資料1 食品安全委員会専門調査会等運営規定

資料2 残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考  
え方

資料3 残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて

資料4 食品安全委員会での審議等の状況

参考資料1 農薬に関する専門調査会での審議状況一覧

参考資料2 令和3年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○栗山課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回農薬第二専門調査会を開催いたします。

先生方にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局の課長補佐を務めます、栗山と申します。よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

なお、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、本会議の様子をYouTubeでライブ配信することにより、公開に代えさせていただければと存じます。

なお、内閣府におきましては5月1日よりクールビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は農薬第二専門調査会の専門委員9名、専門参考人1名に御出席いただいております。

今回より本専門調査会の専門参考人として、かび毒・自然毒等専門調査会の専門委員の佐藤先生にも御出席いただくことになりましたので、御紹介させていただきます。それでは佐藤先生、簡単に一言お願いいたします。

○佐藤専門参考人

本日、参加させていただくことになりました、LSIM安全科学研究所の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

どうぞよろしくお願いいたします。

それから、食品安全委員会から山本委員長、浅野委員、脇委員の3名の委員が出席されております。

先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、まずその御報告をさせていただきます。

7月1日付で3名の委員が新たに就任されました。

まず、このたび委員長に就任されました山本委員長でございます。

○山本委員長

皆さん、おはようございます。

7月1日付で委員長に選出されました、山本でございます。

専門は微生物とか、プリオンのほうをやっておりますので、なかなか農薬の先生方とはお会いできなかったのですが、今後とも再評価に向けて皆様方のお力を借りなければいけませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、委員長代理には浅野委員、脇委員、本日は御欠席でございますが、川西委員の3名が着任されました。

では、新たに委員に就任されました浅野委員でございます。

○浅野委員

皆さん、おはようございます。浅野でございます。

今まで第二専門調査会で座長をやらせていただきまして、今度は食品安全委員会の委員の立場から、また皆さんと同じ志で農薬の安全性を評価していきたいと思います。今後は幅広く、農薬全般とほかの化合物に関しましても担当させていただくことになりました。今後とも、今まで同様、よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、新たに委員に就任されました脇委員でございます。

○脇委員

脇昌子でございます。

内科医でございまして、新開発食品のほうでお世話になっておりました。

私にとっては、新しい分野の専門調査会ですが、しっかり勉強しながら先生方と共に、いい評価書につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

このほか、本日は欠席でございますが、新たに松永委員が就任されまして、それから川西委員、香西委員、吉田充委員が再任されております。

続きまして、事務局の人事異動についても御報告いたします。

事務局長であった小川が異動しまして、7月1日付で後任として鋤柄が着任しております。

○鋤柄事務局長

鋤柄でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

また、鋤柄の後任の事務局次長としまして、中が着任しております。

○中事務局次長

皆さん、おはようございます。初めましてと申し上げます。

もともと農林水産省におりまして、そこから出向という形で7月1日にこちらに着任いたしました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

4月1日付で永川課長補佐、塩澤係長、瀬島専門職が異動しまして、後任としまして、私栗山、糸井専門官、原田係長、高橋専門職、宮木係員が着任しております。

栗山です。よろしくお願いいたします。

○糸井専門官

糸井と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋専門職

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○原田係長

原田と申します。よろしくお願いいたします。

○宮木係員

宮木と申します。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

それでは、以後の進行を平塚座長代理にお願いいたします。

○平塚座長代理

平塚でございます。

7月1日付で食品安全委員会の委員の改選がありまして、その関係で現在座長が空席となっております。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って議事を進めます。

まずは、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○栗山課長補佐

本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は議事次第、農薬第二専門調査会専門委員等名簿のほか、

資料1として、食品安全委員会専門調査会等運営規定、

資料2として、残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方、

資料3として、残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて、

資料4として、食品安全委員会での審議等の状況、

参考資料1として、農薬に関する専門調査会での審議状況一覧、

参考資料2として、令和3年度食品安全委員会運営計画。

以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、資料はホームページに掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、そちらの注意事項を3点お知らせいたします。

1つ目は常時の内容となりますが、カメラは基本的にオンとしていただきますよう、お願いいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにしてくださいよう、お願いいたします。

2つ目は発言時の内容となりますけれども、御発言いただく際はお手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手いただきます。

なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室をしていただきまして、再度入室をしていただきますよう、お願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前を呼びましたら、マイクをオンにしまして、冒頭にお名前を発言いただいた上で、御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとするという形で御対応をお願いします。

3つ目は接続不良時の内容となりますけれども、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合は、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックしていただくと、オンとオフの切替えができます。それでも状況が変わらずに、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですがチャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。

それから、本日の議事に関しまして、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

第10回の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

それでは、平塚座長代理より議事1をお願いいたします。

○平塚座長代理

御説明ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、議事1、座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

資料1を御覧いただきたいと思います。資料1の食品安全委員会専門調査会等運営規定第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。

どなたか御推薦はございませんでしょうか。

豊田専門委員。

○豊田専門委員

豊田です。

座長については赤池専門委員が適任ではないかと考えますので、私から推薦させていただきます。

以上です。

○平塚座長代理

ありがとうございます。

ほかにどなたかございませんでしょうか。

清家専門委員。

○清家専門委員

清家です。

私も赤池専門委員が適任だと考えます。御推薦いたします。

以上です。

○平塚座長代理

ありがとうございます。

ただいま豊田専門委員、清家専門委員から、赤池専門委員を座長にという御推薦がありました。そのほかはいかがでございましょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に赤池専門委員が互選されました。

それでは、赤池座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○赤池座長

赤池でございます。

このたびは農薬第二専門調査会の座長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。

浅野先生が親委員に御就任されたために、その後を受けて座長に選任いただいたということになります。浅野先生と同じように、非常に上手に座長を務めていくことは到底困難だと思いますけれども、平塚先生をはじめとして、多くの委員の先生方、参考人の先生方のお助けをいただきまして、それから、事務局にもサポートいただくということで、座長の重任を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○平塚座長代理

赤池座長、ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規定第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は赤池座長をお願いいたします。

○赤池座長

どうもありがとうございます。赤池でございます。

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま平塚先生から御説明がありましたように、座長代理の指名についてですが、私からこれまで座長代理を務めていただきました平塚専門委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平塚座長代理

ありがとうございます。謹んでお受けいたします。

○赤池座長

お引き受けくださいます、どうもありがとうございます。

それでは、平塚座長代理から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○平塚座長代理

平塚でございます。

引き続き座長代理として御指名いただき、大変光栄に存じております。役不足とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

○赤池座長

ありがとうございました。

それでは、その他の議事に移ります。

まず、残留農薬の食品健康影響評価指針の一部改訂についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○栗山課長補佐

4月6日の食品安全委員会におきまして、残留農薬に関する食品健康影響評価指針が一部改訂されましたので、御報告いたします。

改訂内容としましては、本文自体の変更はなく、当該指針の参考にございます関係資料に2つの文書が追加されました。

一つは2月22日の農薬第一専門調査会で決定されました「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」、もう一つは3月18日の、同じく農薬第一専門調査会で決定されました「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」となります。

これら追加された各文書につきまして、概要を御紹介させていただきます。

まず、資料2の残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方を御覧ください。

これは指針の第6の2（3）において「毒性評価結果の共通的な解釈が必要となる考え方等については、農薬第一専門調査会において定める」とされているものに対応するものとなります。

「1. はじめに」が2ページになりますけれども、こちらに記載のとおり、本文書は毒性試験の解釈につきまして、一貫性を持った判断を行うため、これまでの残留農薬に関する評価経験のほか、海外評価機関における評価基準等も考慮して、有害影響の判断に関する基本的な考え方を整理したものとなります。つまり、判断の考え方を新しく変えたものではございませんで、これまで明文化されていなかったものを文書として取りまとめたという位置づけとなります。

続きまして、2ポツに有害影響の判断に至る基本的考え方と手法をまとめてございます。

それから、5ページから、2. 2では統計学的解析について、同じページの2. 3のところでは背景データの利用についての基本的な考え方をまとめてございます。

6ページの2. 4には有害影響の判断に当たり留意が必要な例としまして、適応性変化、一過性の変化、軽度な変化、ほかの有害影響に伴う二次的な影響、回復性のある変化につ

いて、それぞれまとめております。

特に、(1)の適応性変化のところについてですけれども、肝肥大の取扱いに関して、平成28年の農薬専門調査会決定文書である「農薬の食品健康影響評価における肝肥大の取扱いについて」の内容を一部盛り込みまして、肝肥大の専門調査会決定の本体を、本文書の後ろのほうに別紙として統合することにいたしました。

こちらの内容面での変更はございません。

9ページをお開きください。

9ページの3ポツからは各種検査項目の解釈についての内容となります。

なお、コリンエステラーゼ活性阻害に関する令和2年の調査会決定文書である「残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて」は、参照するものとして記載をさせていただいております。

3.1は血液学的検査、血液生化学検査及び尿検査についての基本的考え方をまとめており、(2)～(4)の各検査項目につきましては、それぞれ有害影響と判断するケース、判断しないケース、判断に当たっての留意点を中心に取りまとめております。

13ページからの3.2では、体重、摂餌量、臓器重量についての基本的な考え方について取りまとめております。

本文書の内容は以上となります。

農薬の食品健康影響評価に関する審議は、指針、農薬第一専門調査会で決定された考え方を踏まえて評価することが基本とされておりますことから、今後の農薬の評価の際には、指針の関係資料に位置づけられましたこちらの文書を踏まえつつ、また、ケース・バイ・ケースの判断も含めて、評価をいただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3の残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについてを御覧ください。

1の目的に記載のとおり、本文書は残留農薬の食品健康影響評価での公表文献の取扱いに関する基本的考え方、手順等を明確化することによりまして、公表文献の使用に関する一貫性及び透明性の確保に資することを目的として作成したものです。

指針において、公表文献はリスク管理機関から提出され、当該評価を行う専門調査会が使用可能と判断されたもののみを用いることとされたことから、それを具体化したものとの位置づけです。

リスク管理機関から検討対象となる文献を提出する際の基準や整理方法、農薬の専門調査会において評価への使用可能性を検討する際の留意事項、評価書への記載等について定めてございます。

また、別紙としまして、疫学研究の取扱いについても記載してございます。

事務局からの報告は以上となります。

○赤池座長

ありがとうございました。

残留農薬の食品健康評価に関する指針につきまして、資料2と資料3に基づきまして説明をいただきましたけれども、この件に関しまして御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、今後はこちらを踏まえて評価するというので、よろしくお願いたします。

そのほかに事務局から何かございますでしょうか。

○栗山課長補佐

資料4を御覧いただければと思います。食品安全委員会での審議等の状況を記載しておりますので、こちらの資料を御確認いただければと思います。以上です。

○赤池座長

ありがとうございました。

ただいまの資料4に関する御説明につきまして、どなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。

こちらはよろしいですね。

それでは、その他事務局から何かございますでしょうか。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

本調査会は本年度第1回の専門調査会でございます。参考資料に基づきまして、令和3年度の食品安全委員会運営計画について御説明させていただきます。

参考資料2 令和3年度食品安全委員会運営計画をお手元にお願いたします。

1 ページ目に審議の経緯がございます。企画等専門調査会で審議いただきました後、食品安全委員会に報告し、国民から意見、情報の募集を行いまして、本年3月30日の第810回食品安全委員会で決定されたものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

第1 としまして、「令和3年度における委員会の運営の重点事項」についての記載がございます。

「(1) 事業運営方針」でございますけれども、引き続き食品安全基本法に定める基本理念等に基づきまして、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を着実に実施していくことなどが記載されております。

次に、「(2) 重点事項」としましては、次の3 ページにかけまして①～④の記載がございます。

まず、①でございますけれども、食品健康影響評価の着実な実施でございます。この中には、b としまして、農薬に関する記載もございまして、農薬再評価に係る食品健康影響評価を実施していくということが記載されております。

3 ページに参りまして、②として「リスクコミュニケーションの戦略的な実施」がございます。これにつきましては、後ろの第6のリスクコミュニケーションの促進のところにも記載がございますけれども、本年度の重点テーマは農薬とさせていただいているところ

でございます。

それから、③としまして、「調査研究事業の活用」。

④として、「海外への情報発信、国際会議等への参画、関係機関との連携強化」などについての記載がございます。

続きまして、第2の「委員会の運営全般」でございます。

ここに種々記載がございますが、例えば4ページの(4)に記載がございますが、委員会と専門調査会の連携の確保ということでございまして、原則として全ての専門調査会に委員会委員が出席をするとさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページの「第3 食品健康影響評価の実施」に関してでございます。

1としまして、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件を着実に実施することというのがございます。

(2)には企業からの申請に基づき、リスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価についての記載がございますけれども、標準処理期間内に評価結果を通知できるように、計画的に調査審議を実施してまいりたいと考えております。

また、(3)としまして、いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価についても記載がございますが、こちらにつきましても計画的な調査審議を行ってまいりたいと思います。

2として、「評価ガイドライン等の策定」に記載がございます。先ほど御報告があったとおり、農薬につきましては、昨年度精力的にガイダンスなどの作成も実施していただいたところでございます。

以下、詳細な説明については割愛させていただきますけれども、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

以上、農薬に関係する部分を中心に、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○赤池座長

ありがとうございました。

ただいま、「令和3年度食品安全委員会運営計画」につきまして御説明いただきましたけれども、この点に関しまして御質問等はございますでしょうか。

特によろしいですね。ありがとうございました。

そのほかに事務局から何かございますでしょうか。

○栗山課長補佐

追加の件はございませんので、進めていただければと思います。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第10回農薬第二専門調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

なお、10時30分から非公開で第11回農薬第二専門調査会を開催いたしますので、専門委員の先生方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

以上